



児童手当制度改正フローチャート



○児童手当の考え方

児童手当は原則的に養育している児童（生活の面倒を見ている児童）の父、母のうち、生計の維持の程度が高い方（所得の高い方）が受給者となります。

※受給者と児童が別居している場合でも、仕送り等により児童の生活の面倒を見ている場合は支給の対象となります。

※別途申立書が必要です。

※1 令和6年度においては平成18年4月2日～平成21年4月1日生まれの児童のことです。

※2 令和6年度においては平成14年4月2日～平成18年4月1日生まれの子のことです。

スタート

0歳から高校生年代（※1）までの児童を養育していますか？

はい

令和6年9月1日現在、本市から児童手当・特例給付を受給していますか？
※公務員の方は所属庁で申請が必要な場合がありますので、職場へお尋ねください。

はい

はい

いいえ

いいえ

大学生年代（※2）までの子を養育していますか？

はい

その子を含めて養育している子は3人以上いますか？

はい

いいえ

その子への経済的負担（学費や生活費など）はありますか？

はい

いいえ

手続不要

支給要件外となります。

手続必要

認定請求書等の提出が必要です。

手続必要

額改定認定請求書等の提出が必要です。

手続不要

支給額が変わりますので、拡充後の決定通知書をご確認ください。

手続必要

額改定認定請求書、監護相当・生計費の負担についての確認書等の提出が必要です。

手続不要

多子加算の算定対象の要件外となります。

(注)このフローチャートは参考例であり、手続き後に審査を行い決定します。不明な点は子育て支援課へお尋ねください。